

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和6年5月13日

生駒市長 小紫 雅史

1 公募の趣旨

本業務は、市民がウェルビーイングに生きるために主体的に学び、交流する場や機会づくりの一環として、障がいのあるなし、年齢、性別などに関わらず誰もが参加できるアートワークショップ及びアート作品の展覧会を開催するための業務である。

本業務を遂行する委託先は、多様な個性を持つ人たちが参加できるような合理的な配慮を含めたインクルーシブデザインに精通していること、障がいのある人のアート活動の支援等を行っていること、障がい者芸術及びインクルーシブアートをテーマにしたワークショップや展覧会の開催実績があることなど、これらの分野に関する専門的な知見を必要とするものである。そのため、本業務の契約にあたっては、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても「4 公募要件」を満たすと認められる者がいない場合、又は公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。なお、「4 公募要件」を満たすと認められる者がいる場合は、プロポーザル方式により受託候補者を特定する手続(以下「比較競技」という。)を実施する予定である。

2 請負契約等の概要

(1) 業務件名

生駒市インクルーシブアートワークショップ運営業務

(2) 業務内容

① 次の業務の企画・実施

(ア)「ちがいを楽しむワークショップ(仮称)」の開催

(イ)「ちがいを生かすワークショップ(仮称)」の開催

(ウ)「ちがいを超える展覧会(仮称)」の開催

② 広報の実施

③ 写真等による記録

④ 障がいのある人への配慮

⑤ 業務実施報告書の作成

⑥ その他

(3) 業務期間

契約日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3 参加資格

参加意思確認書を出す者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 生駒市より入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件

(1) インクルーシブアートをテーマにしたワークショップを企画・開催した実績を有していること。

(2) 障がい者芸術及びインクルーシブアートをテーマにした展示会等を企画・開催した実績を有していること。

(3) 障がい者の芸術活動を継続して支援している実績を有していること。

(4) 障がい者の福祉と芸術活動の双方の知見を持ち、障がい者の芸術文化活動に関するコンサルテーション支援の実績及びノウハウを有していること。

(5) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 手続等

(1) 本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和 6 年 5 月 13 日～令和 6 年 5 月 28 日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで(閉庁日を除く。)

② 配布場所

(ア) 生駒市ホームページにおける掲示

(イ) 市役所現地における配布

生駒市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所 3 階 43 番窓口

電話 0743-74-1111(内線 3710)

担当 須田

③ 配付書類

仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

上記(1)①に同じ。

② 提出場所

上記(1)②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により、生駒市長に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所 3 階 43 番窓口

電話 0743-74-1111(内線 3710)

担当 須田

7 その他

(1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の競争入札等を中止する場合がある。

(2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う受託(候補者)特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。